

平成28年12月5日提出

退職手当支給制限処分に係る異議申立てについて

退職手当支給制限処分に係る異議申立てに対して、次のように決定したいので、意見を問う。

熊本市長 大 西 一 史

1 異議申立人

熊本市東区在住の者

2 異議申立てに係る処分

熊本市職員の退職手当に関する条例に基づく退職手当支給制限処分

3 異議申立年月日

平成25年7月1日

4 異議申立ての趣旨

熊本市長（以下「処分庁」という。）が平成25年5月29日付けで異議申立人（以下「申立人」という。）に対して行った熊本市職員の退職手当に関する条例（昭和30年条例第16号。以下「本件条例」という。）第12条第1項の規定に基づく一般職の退職手当等の全部を支給しないこととする処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるもの

5 異議申立ての理由

(1) 平成25年5月29日付けで処分庁が申立人に対して行った地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条第1項第1号及び第3号の規定に基づく懲戒免職処分（以下「懲戒免職処分」という。）が不当であり、これが取り消されるべきである以上、これを前提とする本件処分も取消しを免れない。

(2) 懲戒免職処分が取り消されない場合でも、次のアからエまでの理由により、本件処分は重きに失するものである。

ア 申立人が行った現金の引き出し行為には、着服等の目的がなかったこと（主

張①)。

イ 引き出された現金は返却されており、現実の被害が生じていないこと（主張②）。

ウ 申立人は、特段の不祥事を起こすことなく、まじめに16年以上勤務してきたこと（主張③）。

エ 懲戒免職処分が維持された場合、申立人の再就職は、相当に困難であると予想されること（主張④）。

6 決定の趣旨

本件異議申立てを棄却する。

7 決定の理由

(1) 認定事実

ア 申立人は、業務上保管する死亡者名義のキャッシュカードを持ち出して銀行のATMで現金10万円を引き出し（同現金は、引き出しの3日後に同名義人の口座に返却された。）、暗証番号が記載された封筒をシュレッダーで処分した。その後、申立人は、これらの事実を上司に報告せず、当該業務上保管する死亡者名義のキャッシュカード及び同人名義の通帳（以下「本件キャッシュカード等」という。）を執務室内の共用キャビネットに保管したままにした。さらに、申立人は、係異動した際、事件の発覚を恐れて、本件キャッシュカード等を自分の机にしまい込んだ。

処分庁は、申立人が行った以上の行為は、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行であり、職の信用を傷つけ職全体の不名誉となる行為であるとして、平成25年5月29日付けで、申立人に対して、懲戒免職処分を行った。

イ 申立人は、平成25年7月4日付けで熊本市人事委員会に対して懲戒免職処分に関する不服申立てを行ったが、同不服申立てに対して同人事委員会は、平成28年3月18日付けで、処分庁が申立人に対して行った懲戒免職処分を承認する裁決を行った。

ウ なお、申立人は、平成28年11月18日付けで、処分庁に対して、本件申立てに係る書証等を提出した。

(2) 判断

ア 懲戒免職処分の取消しを前提とした本件処分の取消しを求める申立人の主

張は、懲戒免職処分が取り消されていない以上、理由がない。なお、(1)認定事実イで述べたとおり、熊本市人事委員会は、処分庁が申立人に対して行った懲戒免職処分を承認する裁決を行っている。

イ 本件処分が重きに失するとの申立人の主張についても、処分庁は本件条例第12条第1項の規定に基づいて申立人に対して本件処分を行っており、次に述べるとおり理由がない。

(ア) 本件処分は、本件条例第12条第1項の規定に基づいて行われているところ、本件条例第12条第1項と趣旨・目的を同じくする国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第12条第1項の運用方針（国家公務員退職手当法の運用方針）「第12条関係」を参考にしてなされたものである。同運用方針「第12条関係」では、懲戒免職等処分を受けて退職した者について、一般の退職手当等の全部を支給しないことを原則とする一方、諸事情を考慮し、一般の退職手当等の一部を支給しないこととする処分にとどめることができるとされている。

申立人は、懲戒免職処分を受けて退職した者に該当するところ、処分庁は、(1)認定事実ア記載の処分の対象となった非違行為の内容及び程度、公務の遂行に及ぼす支障の程度及び公務に対する信頼に及ぼす影響を勘案した場合、その他の情状を考慮してもなお一般の退職手当等の全部を支給しないことが適当であると決定したものである。

(イ) なお、(1)認定事実ア記載の申立人が行った行為等からは、申立人の主張①を肯定することはできない。また、申立人は、上司へ一連の行為の報告を怠ったまま、キャッシュカード等を執務室内の共用キャビネットに保管したままにする等の行為を行った。これにより、市の適正な業務処理が遅滞し、また、公務に対する信頼を大きく害するといった被害が現実には生じていることから、申立人の主張②には理由がない。さらに、主張③及び主張④についても、一般の退職手当等の一部を支給しないこととする処分を行うべき情状とは認められない。

ウ 以上のとおり、申立人の主張には理由がないことから、本件異議申立てを棄却する。

(提出理由)

退職手当支給制限処分に係る異議申立てに対し、所要の決定をするため、行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成２６年法律第６９号）第３４条の規定による改正前の地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２０６条第４項の規定に基づき、市議会に諮問するものである。